

TM スマートサービス メッシュ中継機オプション利用規約

第1条 (定義)

1 本規約において使用する用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1) 基本契約

当社が提供する「TM スマートサービス」の利用契約（ただし、基本規約第3条第5号で定義されるスマート Wi-Fi プランまたは基本規約第3条第7号で定義されるスマート Wi-Fi セキュリティプランに係る利用契約に限るものとし、基本規約第3条第6号で定義されるスマート UTM プランに係る利用契約は含まないものとします）をいいます。

(2) 基本規約

当社が別に定める「TM スマートサービス利用規約」をいいます。

(3) 基本サービス

スマート Wi-Fi プランもしくはスマート Wi-Fi セキュリティプラン、またはこれらのプランを構成するサービスの一部である本レンタルサービス（基本規約第3条第8号で定義、説明されるもの）をいいます。

(4) 本規約

この「TM スマートサービスメッシュ中継器オプション利用規約」をいいます。

(5) 本オプションサービス

本規約に基づき提供されるサービスをいいます。

その具体的な内容は、本規約第3条のとおりです。

2 前項各号で定めるほか、本規約で使用する用語の意味については、本規約の各条項（本条を含みま
す）で別異の断りをしない限り、基本規約に定めるところにしたがいます。

第2条 (適用)

1 本オプションサービスは、当社との間で基本契約を締結したスマート Wi-Fi プランまたはスマート Wi-Fi セキュリティプランの利用者に対して、基本サービスに追加するものとして提供されるオプションサービスになります。

したがって、本オプションサービスのご利用に関し、本規約に定めがない事項は、基本規約で本オプションサービスには適用しない旨を明確に謳っている条項、または基本規約のうちスマート UTM プランにのみ適用されることが明白である条項を除き、利用者は、基本規約のすべての条項にしたがうものとします。なお、この場合、基本規約の適用にあたっては、「本レンタル機器」（基本規約第3条第13号で定義するもの）を「メッシュ中継機」（本規約第3条第1項で定義します）と、「本レンタルサービス」（基本規約第3条第8号で定義するもの）または「本保守サービス」を「本オプションサービス」（基本規約第3条第9号で定義するもの）と（ただし、本レンタルサービスについては本規約第3

条第1項第1号のサービスと、本保守サービスについては本規約第3条第1項第2号のサービスと、それぞれ読み替えます)、それぞれ読み替えて適用するものとします。

- 2 本規約と基本規約とで同一事項に関する定めを設けている場合において、その規定する内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先するものとします。
- 3 当社は、相当の事由があると判断した場合、利用者の個別の承諾を得ることなく、当社の判断により、本規約を変更することができるものとします。なお、当社は、本規約を変更しようとする場合には、基本規約第2条第2項に定めるところにしたがい周知を行うものとし、その周知で明示された効力発生時期をもって本規約の変更の効力が生じるものとします。
- 4 前項の場合において、本規約の変更の効力が生じた後に利用者が本オプションサービスを利用する場合には、変更後の本規約に同意したものとみなし、本オプションサービスの利用条件その他の内容については、変更後の本規約によるものとします。

第3条 (本オプションサービス)

- 1 本オプションサービスは、利用者が当社との間で基本契約を締結し、当社から基本サービスの提供を受けている場合において、利用者のお申込みにより、
 - (1) 本レンタル機器 (本規約において以下「親機」といいます) に追加して、メッシュ中継子機 (ただし、当社が所有またはリース会社からのリースにより調達する据え置き型の Wi-Fi ルータであって、親機と同一機種のもの、およびその付属品になります) を当社から利用者に対してレンタルするサービス、
ならびに、
 - (2) 当該メッシュ中継子機の保守サービス (当該メッシュ中継子機の設定方法、操作方法、課題等に対する電話相談等のサービス)の2つのサービスを組み合わせて提供する複合的なサービスになります。
- 2 本オプションサービスの具体的な詳細については、前項第1号のサービスに関しては基本規約の別紙1に定める内容が、前項第2号のサービスに関しては基本規約の別紙2に定める内容が、それぞれ適用されるものとします (ただし、それらの適用にあたっては、「本レンタル機器」を「メッシュ中継子機」と読み替えて適用するものとします)。

第4条 (本オプションサービスの変更等)

- 1 当社は、相当の事由があると判断した場合、個別に利用者の承諾または同意を得ることなく、当社が提供する本オプションサービスの内容または諸条件 (本規約第6条に定める本オプションサービスの利用料金、および本規約第7条に定める本オプションサービスの最低利用期間を含みますが、これらに限りません) を、当社の判断により、変更することができるものとします。この場合の変更に係る手続およびその効力発生については、本規約第2条第3項および第4項の規定に準じるものとします。
- 2 前項の場合、当社は、本オプションサービスの内容または諸条件の変更起因して利用者または第三者が被った如何なる損害、不利益についても、一切の責任を負いません。

第5条（お申込み等）

- 1 本オプションサービスのお申込みは、あらかじめ基本規約および本規約に同意のうえ、当社所定の手続にしたがい、基本サービスのお申込みと同時に、または利用中の基本サービスに追加するものとして、これを行うものとします。
- 2 前項の場合、本オプションサービスのお申込みをする者は、親機に追加してレンタル等を受けることを希望するメッシュ中継子機の台数を明確にしてお申込みをしていただきます。
- 3 前二項に定めるほか、本オプションサービスのお申込み、お申込みに対する当社の承諾および本オプションサービスの利用契約の成立等については、基本規約第7条から第9条までに定めるところに準じるものとします。

第6条（本オプションサービスの利用料金）

- 1 本オプションサービスの利用料金は、スマートWi-FiプランまたはスマートWi-Fiセキュリティプランの利用料金とは別に、これに追加して、追加子機1台あたり、月額2500円（税抜金額。税込み2750円）とします。
※ 追加子機が1台の場合は、スマートWi-FiプランまたはスマートWi-Fiセキュリティプランの利用料月に月額2500円（税抜金額。税込み2750円）が、追加子機が2台の場合は、スマートWi-FiプランまたはスマートWi-Fiセキュリティプランの利用料月に月額5000円（税抜金額。税込み5500円）がそれぞれ追加になります。また、追加子機が3台以上の場合は、3台目以降1台追加するごとに、月額2500円（税抜金額。税込み2750円）ずつ、さらに追加になります。
- 2 本オプションサービスの利用料金について、利用者は、本規約第5条第3項に定めるところによる本オプションサービスの提供開始日を含む月の翌月から起算して、本オプションサービスの利用契約の終了日（その終了原因は問いません）を含む月までの期間につき支払いを要するものとします。
- 3 前二項のほか、本オプションサービスの利用料金の支払い等については、基本規約第18条および第22条から第29条に定めるところに準じるものとします。

第7条（最低利用期間）

- 1 本オプションサービスについては、24ヶ月（2年）の最低利用期間があります。
- 2 本規約第6条第2項に定める課金開始月を1ヶ月目として24ヶ月目の末日までの間に、以下の各号に定める事象のいずれかが発生した場合、次項に定める違約金が発生するものとし、利用者は、当社に対して、本オプションサービスの利用契約の解約または解除の効力が発生した後、直ちにこの違約金を支払うものとします。
 - (1) 基本規約第16条に定めるところより、利用者が本オプションサービスの利用契約を解約した場合。なお、この場合には、本オプションサービスの利用契約のみを解約した場合のほか、基本契約と併せて本オプションサービスの利用契約を解約した場合（基本規約第16条第4項による場合を含みますが、その場合に限りません）を含みます。

- (2) 基本規約第17条に定めるところにより、当社が本オプションサービスの利用契約を解除した場合。なお、この場合には、本オプションサービスの利用契約のみを解除した場合のほか、基本契約と併せて本オプションサービスの利用契約を解除した場合（基本規約第17条第3項による場合を含みますが、その場合に限りません）を含みます。
- (3) 基本規約第35条に定めるところにより、当社が本オプションサービスの利用契約を解除した場合。なお、この場合には、本オプションサービスの利用契約のみを解除した場合のほか、基本契約と併せて本オプションサービスの利用契約を解除した場合（基本規約第35条第3項による場合を含みますが、その場合に限りません）を含みます。
- 3 前項に定める違約金は、以下の計算により算出されるものとします。
- 解約または解除の効力が発生した本オプションサービスの利用契約に係る追加子機1台ごとに、解約または解除の効力発生日を含む月の翌月（当該月を含みます）から当初の最低利用期間終了日を含む月までの残存期間（月数。なお、1ヶ月未満の端数は切り上げとします）に応じて、1ヶ月あたり2000円（税抜き金額。税込2200円）を乗じた金額。
- ※ なお、この本オプションサービスに係る違約金は、基本規約第15条第1項第1号に定める最低利用期間経過前の基本契約の解約または解除（基本規約第16条、第17条または第35条による解約または解除）にともない発生する基本サービスに係る違約金（基本規約第15条第1項第2号に定めるもの。基本規約第17条第5項および基本規約第35条第5項により準用される場合を含みます）とは別に発生するものとなります。
- 4 利用者が本オプションサービスの利用契約を解約しまたは解除された後に、再度、本オプションサービスの利用契約の申込みを行った場合、前三項の規定は新たに適用されるものとします。

第8条（責任の範囲）

- 1 本オプションサービスの提供に関連して利用者が発生した損害について、当社が負うべき責任の範囲は、本規約に個別に定めるところによるほか、基本規約第30条および基本規約第31条に定めるところによるものとします。
- 2 利用者による本オプションサービスの利用に関連して、利用者の責めに帰すべき事由により、当社または第三者（他の利用者、追加子機のリース会社もしくは製造事業者、または基本規約第34条に基づく当社の再委託先を含みますが、これらに限りません）に損害を与えた場合、利用者は、その損害の全額を賠償しなければならないものとします。

第9条（本規約の発効）

本規約は、2024年7月10日から発効し、適用するものとします。

以 上